

社団法人 日本経営士会 千葉支部 会報

EMC 千葉

Ever
Management
Consultant
Chiba

発行 (社)日本経営士会 千葉支部 <http://keieishi-chiba.org/>

支部長 鶴岡義明 〒275-0001 習志野市東習志野3丁目11-15

編集 事務局 副支部長 鈴木伸一

平成22年3月26日発行

第84号

各地より桜の便りも届きました。春の陽気と裏腹に花粉の季節が到来です。花粉症の方には憂鬱な季節ですが、ぐずぐずするのは目や鼻だけではなく普天間の問題も二転三転、まだ目鼻がつくまでには時間がかかりそうです。寒暖の変化も激しいおり、皆様にも健康にご留意ください。

千葉支部第55回定時総会開催のお知らせ

千葉支部定時総会を下記の要領で執り行います。会員諸氏にはぜひご出席願います。

日 時 平成22年5月8日(土)

総 会 : 13:00~14:00

特別講演会 : 14:15~15:45

講 師 未定

テーマ 「未定」

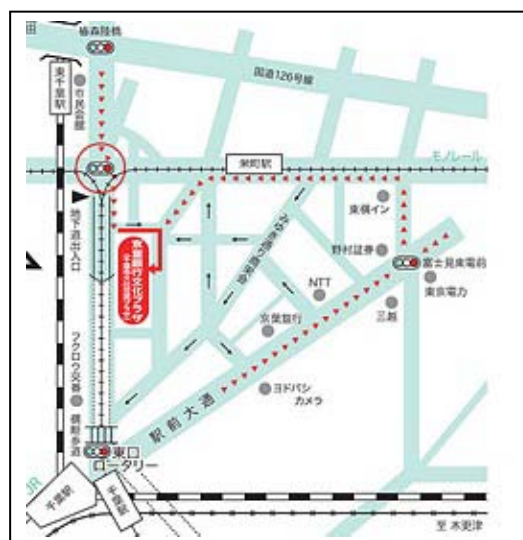
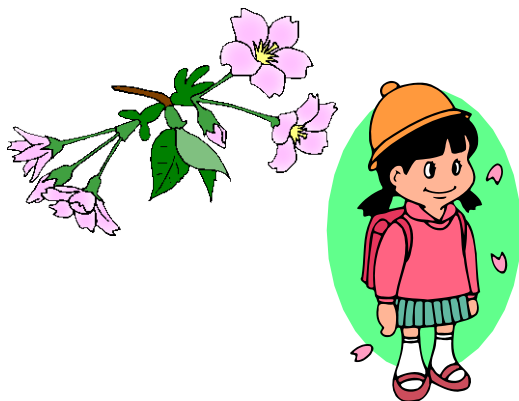
懇親会 : 16:00~18:00 (参加費 5,000円)

場 所 京葉銀行文化プラザ (旧ばるるプラザ千葉)

電話 : 043-202-0800

■ JR 千葉駅東口より徒歩3分

※詳細は後日メール、郵送にて連絡いたします。



会議・研究会開催報告

■ 月例研修会

1 1 月度月例研修会

平成21年11月28日(土) 17:00~19:00

フローラ西船

テーマ:「金子先生を偲ぶ会」

参加者: 石渡善紹、上田隆一(さいたま支部)、大河内國治、大塚亜喜雄、上條靖芳、佐藤光生、鈴木伸一、鈴木建郎、鈴木辰之、鈴木弘道、高砂巖、高野充昭、千葉道生、塚本裕宥(茨木県会)、鶴岡義明、轟木一三(東京支部)、中嶋清介、西村豊、前野彰吾(栃木県会)、林久雄、藤江隆平、山田一

金子昭先生は、平成21年11月4日15時27分、肺がんの為入院先の千葉市立医療センターにてご逝去されました。享年82歳でした。千葉支部では、余命1年を宣告された金子先生が自らのご意志で、最後の講演会講師を希望された意を汲み、このまま中止にするのはあまりにも不本意であるため、研修会を予定しておりました11月28日(土)を「金子明先生を偲ぶ会」に変更し、金子先生の思い出を語り合う追悼会とすることに致しました。

故人は、1973年(昭和48年)7月にケイ・エム・シー株式会社を設立されて以来、36年間のコンサルタント生涯でありました。1984年(昭和59年)6月に日本経営士会に入会、その後1988年(昭和63年)には千葉県能率協会理事に就任、同時に日本経営士会千葉県会の役員に就任され、県会の活動に積極的に参加されております。そして1998年(平成10年)5月、第13代の県会長に就任と同時に北関東支部副支部長にも就任されました。しかし、2001年(平成13年)4月15日、当時の北関東支部の支部長でありました千木良明義氏が急逝。その後行われた臨時支部長選挙に立候補、当選され北関東支部長に就任された訳であります。当時より支部と県会の融合という課題に取り組まれたことから、その後体制が変わっても、会員からは常に「金子先生」と仰がれ、北関東、特に千葉県には多大な貢献された方であると、認識を新たにす次第です。

最近では、2003年(平成15年)10月に労働組合組織の「UIゼンセン同盟地方部会」との「経営診断制度に関する契約」を締結され、本年に至るまで同所属企業の経営診断業務を数十件行われております。今回、予定しておりました研修会の内容は、その契約先で行われた「経営分析の基礎」テキストを経営士向けにアレンジし、ベストセラーにもなった「1秒で財務諸表を読む方法」を、10月、11月と2回に分けて解説して頂く予定でした。残念ながらこのお話は直接聞く事は出来ませんでした。急遽変更した「金子昭先生を偲ぶ会」では、昨年12月にUIゼンセン同盟で講演された時のビデオの上映と、当時のテキストをご出席の皆様には配布させていただき、さらに、今年3月に千葉県経営者協会にて、「100年に一度の金融危機を乗り切る財務戦略」というテーマで千葉県経営者協会会員企業経営者向けにご講演された時の写真がわずかな枚数ではありますが、撮ってありましたのでこのスライドも上映させていただきました。参加者の皆様の中では、金子先生と古くからご懇意にされてこられた先生方も多く見られ、懐かしい思い出話に華が咲いていたようです。

以上、金子昭先生のご冥福をお祈りいたします。



1 2 月度月例研修会

平成21年12月19日(土) 15:00~17:00

船橋市中央公民館

テーマ:「企業におけるCSR経営の重要性」

講師: TYKC コンプライアンスコンサルティング代表 露木 美幸 会員 (東京支部)

参加者: 井形元彦、大河内國治、上條靖芳、小塚彦明、鈴木伸一、鈴木弘道、高野充昭、
谷口郁夫 (一般参加)、鶴岡義明、新見健司、西村 豊、前野彰吾 (栃木県会)、林 久雄、
藤江隆平、松永 清、山田一

本日は、去る7月25日、26日に行われた経営士全国研究会議(つくば大会)にも論文を発表された、東京支部の露木美幸氏をお招きし、「企業におけるCSR経営の重要性」をテーマに御講演頂いた。

CSRとは、既に聞きなれた言葉ではあるが、具体的には Corporate Social Responsibility 「企業の社会的責任」と訳されている。企業は今日まで社会に対し、製品やサービスの提供、雇用の創出、税金納付による金銭的な貢献など、様々な面で社会的責任を果たしてきている。学問的に言えば、「企業が社会生活上全ての接触者(企業とかかわりを持っているおよそ全ての者=ステークホルダー)に配慮し、社会から存在させしめられている企業としての社会生活上の義務を実現することである。」(露木美幸氏「コンプライアンス時代の契約実務」2008年 三和書籍より)ということであるが、簡単に言えば、「消費者から見た、企業の社会的責任を果たす活動である」と言うことができる。

なぜこういった考え方が必要なのか、現在の会社法における取締役の責任の観点からいうと、「営利目的を実現するためには、取引先、顧客、従業員、近隣の住民、地域社会等、会社をめぐる関係者に対する配慮を欠かすことが出来ないことから、取締役は会社経営に当たっては、上記関係者に対する適切な配慮を行いつつ、営利目的を実現する」ということになる。(なにわ銀行事件 大阪地判 H14・3・27)

又、経済産業省が推進する「知的資産経営」を実践する為には、企業を取り巻くステークホルダーによる適切な理解・評価に基づいた支援が必要であり、特に中小企業が意識することとして金融関係者からの適切な評価が重要となる。

それでは、これを具体的に導入するには、どうすれば良いか、まずは、「ステークホルダー」「コーポレートガバナンス」に着目すべきだと言われる。経営者は企業内では、コンプライアンスマネジメントにより内

部統制を強化しつつ、社外のステークホルダーに対しては、要求されるコーポレートガバナンス（企業統治）に対し、ディスクロージャー（企業内容開示）をもって対応していく、それも口頭ではなく、CSR 経営報告書をもって行うことが重要である。

「企業は誰のもの？」という問いに対し様々な議論があるが、法的には株主のものであるという見方が正しい。しかし、企業は社会全体と契約しており、この社会契約から発生する社会生活上の義務を負っている。これを実現していく活動が「CSR」であるということが、結論である。大企業における CSR 導入は今や当たり前前の時代であるが、これからは中小企業に対し、いかに浸透させて行くかが課題である。



1 月度月例研修会

平成22年1月30日（土）15:00～17:00

船橋中央公民館

テーマ：「今なら出来る、破産より再生」

講師：千葉道生 会員（NPO 再チャレンジ東京）

参加者：井形元彦、大塚亜喜雄、上條靖芳、北賢治（東京支部）、小塚彦明、鈴木伸一、高野充昭、鶴岡義明、西村 豊、林 堯夫、林 久雄、山田 一

東京商工リサーチ千葉支店が平成22年1月5日に発表した2009年の千葉県内企業の倒産件数は436件と前年比で12.4%増加している。世界的な景気後退は県内中小企業にも確実に打撃を与えていると言ってよい。今年もさらに厳しい経営環境が続くそうである。そういった中、千葉支部では「事業再生セミナー」を千葉道生会員にやって頂くことになった。

「倒産」という言葉は、厳密に概念規定された法的用語ではなく、往々にして「破産」という言葉と同一義にみられがちである。常識的には、債務者の経済的な破綻を「倒産」といい、狭い意味では銀行取引停止処分と法的整理手続開始の申立があった場合を言う。法的整理とは、会社更生、破産、民事再生、特別清算、商法上の会社整理という法律に基づいた債務整理手続きである。よって、「破産」というのは「倒産」の中の一つの手続きにあたる。

この「倒産」を防ぐには資金管理がカギであることは言うまでも無いが、ここ10年、事業再生には「サービサ法」「金融円滑化法」「民事再生法」など、様々な法律が成立しており、これらを利用することが中小企業にとっては有効な手段となる。また昨年4月末、中小企業の事業再生円滑化を目的として創設された「第二会社方式」という認定制度がある。これは、財務状況が悪化している中小企業の収益性のある事業を会社

分割や事業譲渡により切り離し、他の事業者（第二会社）に承継させ、不採算部門のみ旧会社に残して特別清算等を行うことで事業再生を図るというものである。その他、金融機関側から見た再生手法として、融資先の会社が債務超過になった場合、以前は債権放棄が一般的であったが、この債務を株式に転換できる DES（Debt Equity Swap）や、債権自体を劣後ローンに転換することで一定期間の返済猶予といった形での支援を受けることが出来る DDS（Debt Debt Swap）といった金融支援策が利用されることがある。何れをとっても中小企業の経営者にとっては自らが再生にチャレンジする強い意志を持たなければ実現することは難しく、事業再生はまさに「自己再生」であるといえる。

千葉会員は最後に、事業再生の考え方として五つのポイントを提案する。

- ① 内なる敵を排除せよ
- ② 有事の時代の機器意識を持つ
- ③ 決断する勇気を
- ④ 信頼できるアドバイザーを見つける
- ⑤ 会社は船と同じ、沈めてもいい



2 月度月例研修会

平成 21 年 2 月 27 日（土）15:00～17:00

船橋中央公民館

テーマ：「環境問題の原点 及び 環境と経営の融合」

講 師：林 久雄 会員（経営士会環境分野ビジネスエコリーダー）

参加者：大塚亜喜雄、上條靖芳、高野充昭、鶴岡義明、西村豊、藤江隆平、山田一、島川憲夫

地球温暖化防止のための環境ビジネスは、我が国においても非常に大きな期待がかかっている。昨年暮れに政府が臨時閣議で決定した新成長戦略「輝きのある日本へ」の重点分野には、①環境・エネルギー②健康③アジア④観光・地域活性化⑤科学・技術⑥雇用・人材が揚げられている。この環境分野では 2020 年（10 年後）には新市場 50 兆円、新規雇用 140 万人を創出しようというものである。何とも壮大な計画ではあるが、現実に戻り、今から 3～5 年後に、環境ビジネスは社会でどのように進化していくのか大変興味のあるテーマであることは間違いない。しかし、会員の皆様においては、「本当に環境で飯が喰えるのか？」という疑問をお持ちの方も多いと推測する。

2006年に始まった「環境社会検定試験（eco検定）」の受験者数は、2009年度で5万8000人を超え、累計でも13万人を超えるという凄まじい勢いで広がっている。そして、合格者数は過去7回の累計で9万2千人、千葉県でも6476人の「エコピープル」が誕生していると報告されている（東京商工会議所ホームページより）。受験動機の4割は「勤務先からの薦め」ということで、企業がいかに環境問題に対して意識が高いかを物語っているといえよう。日本経営士会も本部のリードにより、環境分野ビジネスエコリーダーを育成、現在も各地で精力的に講習会を開催し、この推進に一役買っている。

林会員による本日の講義は、ご自身が実際にこの講習会でお話されている内容の凝縮版として行っていた訳で、環境ビジネスにはどのような分野や形態があるのか、参加者の興味が一番はここにあった。身近な対策や新規分野の例としては、①ESCO（Energy Service Company）事業②マイクロ発電、熱エネルギー利用事業③排出量取引アドバイザー、仲介業④環境関連人材育成事業⑤地域住民との環境改善事業などがあるという。これらは、個人で活動を行ってもなかなかうまく行かないと思われる為、法人、研究会など組織的な活動の中で、一般企業や行政、団体等に働きかけを行い、ビジネスチャンスを広げていくことが必要であると思われる。このテーマは、今回一回限りではとても消化しきれない内容であり、大変幅広い分野の知識が必要となることから、来期は、研究会テーマへの取組や、シリーズでの研修会等を企画し、より多くの支部会員の皆様に参加頂き、支部でのコンサルタント事業活動一つの柱として取り上げて行きたいと考える。



会場などの急な変更は支部ホームページにてお知らせしています。各研修会に出席する際は、ホームページをご確認の上ご来場ください。 千葉支部ホームページ <http://www.keieishi-chiba.org/>

■ 運営委員会

第8回 運営委員会

平成21年12月19日(土) 13:00~15:00

場 所 船橋中央公民館

参加者 鶴岡義明、鈴木伸一、西村 豊、大河内国治、山田 一、林 久雄、藤江隆平、小塚 彦明

1. 決算準備、来年度の計画準備について
2. 次年度役員選挙の規程について

第9回 運営委員会

平成22年1月30日(土) 13:00~15:00

場 所 船橋中央公民館

参加者 鶴岡義明、大河内国治、西村 豊、鈴木伸一、山田 一、大塚亜喜雄、中嶋清介、小塚彦明、
林 久雄、藤江隆平

1. 決算準備、来年度の事業計画について
2. 次年度役員選挙について
3. その他

第10回 運営委員会

平成22年2月27日(土) 13:00~15:00

場 所 船橋中央公民館

参加者 鶴岡義明、大河内国治、西村 豊、山田 一、大塚亜喜雄、林 久雄、小塚彦明、中嶋清介、
伊藤美千代、岩野邦久、藤江隆平

1. 平成22年度の事業計画について
2. 次年度役員選挙について

第11回 (臨時) 運営委員会

平成22年3月13日(土) 15:00~18:00

場 所 船橋中央公民館

参加者 鶴岡義明、大河内国治、西村 豊、鈴木伸一、山田 一、小塚彦明、林 久雄、岩野邦久

1. 平成22年度の事業計画・予算について

■コンサルティング研究会

第9回 (12月)

平成21年12月27日(日) 15:00~17:30

場 所 近江技術士事務所研修所

参加者：近江堅一、河井成夫、鶴岡義明、大久保 篤、岩野邦久、千葉道生、近江良和、若月英司

1. ゴールドラット著「ザ・クリスタルボール」の概要
2. 指導先を見つけるための“ユニーク”施策
3. 千葉県経営者協会との経営改善研究会(仮称)開催

第10回（3月）

平成22年3月21日（日）15:00～18:00

場 所 近江技術士事務所研修所

参加者：近江堅一、岩野邦久、林 堯夫、河井成夫、大久保 篤、藤田佳恵、若月英司

1. H22年度の事業計画と予算について
2. 今後の進め方

■農業・観光研究会

第7回（12月）

平成21年12月14日（月）18:30～20:00

場 所 市川情報プラザ

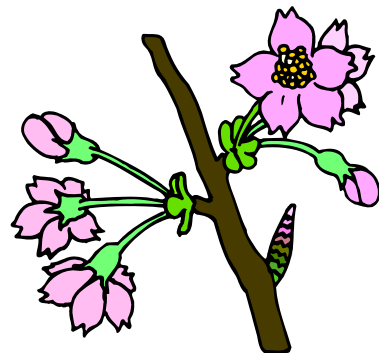
1. ちばぎんアグリビジネスセミナー参加報告
2. 農商工連携セミナー参加報告
3. 農地見学会（白井梨農園）報告
4. アグリビジネス創出フェア参加報告
5. 「ちば農業未来塾」参加報告
6. 「千葉のイメージ」アンケート集計結果報告

第8回（2月）

平成22年2月15日（日）18:30～20:00

場 所 船橋中央公民館

1. 「農業ビジネス支援活動」報告
2. 日本経営士会本部「農商工連携事業推進プロジェクト」の活動報告、「農商工連携支援コーディネーター養成講座」の案内
3. 「農業・観光研究会」活動内容報告会の内容確認 H22年3月27日（土）15:00～実施
 - ・千葉県の農業と研究会活動
 - ・観光企画開発活動報告
 - ・白井梨農園見学会報告
4. 来期に向けた活動検討（議論）
 - ・エコビジネスへの取組について
 - ・千葉県農林水産部担い手支援課への応札（アグリトップランナー育成事業）
 - ・農商工連携コーディネーター養成講座参加と支部内活動



支部規約改定(案)のご説明

来年度は本部理事、支部長、支部役員の改選の時期でもあり、Management Consultant 誌でも説明がありましたように、既に立候補及び選挙が実施されております。

千葉支部では、本部理事に鶴岡支部長が立候補したこともあり、新支部長に西村副支部長が立候補し、対立候補がなかったため当選が内定しております。最終的な選挙結果は別途、本部より広報されることとなりますのでご覧ください。

また、本部の支部規定及び支部規約モデルが改定されたことにより、当支部も支部規約を変更することとなりました。支部総会で決議を行いますので、事前に規約改正案を支部報に掲載させていただきます。

社団法人日本経営士会千葉支部規約

(千葉支部の設置)

第1条 社団法人日本経営士会支部規程第2条にもとづき千葉支部を設置し、運営についてはこの規約による。

(区域及び事務所)

第2条 当支部の管轄区域は千葉県とし、主たる事務所を千葉県内に置く。

(目的)

第3条 当支部は本会の基本方針に則りその目的達成に協力するとともに、会員の相互研修を通じて地域企業・団体等の経営の健全な発展に寄与し、併せて経営士の社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当支部は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会業務の分担・実施
- (2) 支部会員の部門別研修、領域別研修、連絡、情報交換
- (3) 支部会員の業務に関する広報及び支援
- (4) 経営管理に関する人材の育成
- (5) 地域活性化に協力する研究会の開催
- (6) 経営士試験への協力
- (7) 支部経営支援センター活動に対する支援と調整
- (8) 地域関係機関及び団体との連携並びに協力
- (9) 知名度向上に関する諸活動
- (10) その他本会の目的達成に必要と認められる事業

2 前項の業務遂行のため、各種委員会を設けることができる。

3 第1項の対外的公益活動遂行のため、必要に応じ経営支援センターを設けることができる。

(構成)

第5条 当支部は千葉県内に登録した社団法人日本経営士会の会員をもって構成する。

(役員)

第6条 当支部に次の役員を置く。

- | | |
|---------|--------------------------|
| (1)支部長 | 1名 |
| (2)副支部長 | 2名以上 |
| (3)常任幹事 | 若干名 |
| (4)幹事 | 7名以上15名以内 (副支部長、常任幹事を含む) |
| (5)監事 | 2名 |

(役員を選任)

第7条 支部役員を選任は本部が定める支部役員選挙手続規程による。

- 2 支部役員任期途中の選任・退任者は、選挙管理委員会に報告する。

(役員職務)

第8条 幹事は幹事会を構成し、支部業務の執行を分担する。

- 2 支部長は支部の業務を統括する。
- 3 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはあらかじめ支部長の指名した副支部長がその職務を代行する。
- 4 常任幹事は幹事会から特に委任された事項を審議し、業務を分担する。
- 5 監事は会計及び業務を監査しそれを支部報告会に報告する。

(役員任期)

第9条 支部役員任期は、本部役員任期に準ずる。

(支部相談役)

第10条 支部長は幹事会の同意を得て支部相談役を委嘱することができる。

- 2 支部相談役は支部の運営に関して支部長の諮問に答える。
- 3 支部相談役任期は、支部役員任期に準ずる。

(支部運営委員)

第11条 支部長は運営上必要なときは幹事会の議を得て支部運営委員として若干名を委嘱することができる。

- 2 支部運営委員は支部の事業に関して幹事会に協力する。
- 3 支部運営委員は支部役員任期に準ずる。

(会議)

第12条 支部の会議は次のとおりとし、支部長が召集して、その議長となる。

- (1) 報告会 支部報告会は当支部に所属する正会員をもって構成する。
 - ② 通常報告会は毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。臨時報告会は幹事会が必要と認めたとき及び支部会員の5分の1以上の連署若しくは支部監事全員から会議の目的たる事項を提示して請求があった時に開催する。
- (2) 幹事会 幹事会は支部長及び幹事をもって構成し、年3回以上開催する。
- (3) 常任幹事会 常任幹事会は支部長、副支部長及び常任幹事をもって構成し支部長が必要と認めたときに開催する。
 - 2 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 3 やむなき理由のため、本人が出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、意見を述べる事が出来る。
 - 4 議事が緊急を要する場合には、支部報国会を除き前各号に準じて持ち回りの方法で決議することが出来る。

(会議の権能)

第13条 支部報告会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 支部規約の改正、その他支部運営に関する重要事項

2 幹事会は、支部報告会の議決した事項の執行に関するもののほか、支部報告会の議決を要しない業務の執行に関する事項について議決する。

3 常任幹事会は、幹事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議する。

(事業報告及び事業計画)

第14条 支部長は、次年度の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始前の理事会（3月）で決定された、事業計画、予算を基に、当該事業年度の開始の日から30日以内に本会会長に提出しなければならない。

(予算の減額)

第15条 予算は会費徴収が当初の納入額を著しく下回った場合、第4回目の支部事業費が減額される。

(事業報告及び収支決算)

第16条 支部長は、支部の事業報告所及び収支決算書を作成し、半期ごとに決算を行い、開始の日から15日以内に、事業報告、決算書を本会会長に提出しなければならない。尚、所得税等の預かり金は、随時本部へ明細をつけて送金する。

(支部経営支援センター)

第17条 当支部は対外的公益活動推進のため、支部内地域に支部経営支援センターを置くことができる。

- 2 支部経営支援センターを設置する場合は、支部幹事会の議を経なければならない。
- 3 経営支援センターの業務・職務は支部の対外活動の一環として行うがその運用は本規約に準ずる。

(経費)

第18条 当支部の経費は、本部交付金（支部事業費等）その他の収入により支弁する。

- 2 会員が特別に経費を要する会合に出席した場合、その費用の一部又は全部を負担させることがある。

(事業年度)

第19条 当支部の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(実施細則)

第20条 この規約の実施に関し必要な事項は幹事会の議を経て定める。

(準用)

第21条 この規約に定めのない事項は本会定款及び関連規程を準用する。

(改廃)

第22条 この規約の制定及び改廃は、幹事会の議を経て支部報告会の承認を得なければならない。

(付則)

この規約は平成20年5月10日より施行する。

平成22年5月8日 一部改定。

■ 研修会の予定

4月 月例研修会開催のお知らせ

開催日 平成22年4月24日(土) 場 所 船橋市中央公民館
講 師 未定 時 間 : 15:00~18:00
テーマ 「未定」

決まり次第、メール、ホームページ等でご案内いたします。

コンサルティング研究会開催のお知らせ

開催日 平成22年5月23日(日) 場 所 近江技術士事務所研修所
講 師 コンサルティング研究会 会員 時 間 : 15:00~18:00

- (1) 今後の進め方について
- (2) その他

メールアドレスを変更した際は、広報担当 鈴木 (shin_suzuki@nifty.com) まで、新しいメールアドレスをお知らせください。メール未着の場合は、封書による再送ができない場合がございます。その際は支部報を支部ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードをお願いします。

記事ご協力をお願い

記事、投稿をお待ちしております。ご協力お願いいただける方は広報担当 鈴木までお送りください。

TEL : 090-5446-2808 FAX : 04-7133-1303

MAIL : shin_suzuki@nifty.com